

第 I 部 調査実施の概要

1 調査の目的

本調査は、就労に困難を抱えている青少年の実態と意識を把握して、適切な事実認識を共有し、青少年の社会的自立の支援を中心とした総合的な施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

2 調査の方法

本調査では既存の数値データの特別集計や新たな調査の実施などいくつかの方法が用いられている。それぞれの内容については、次の(1)～(3)のとおりである。

(1) 「就業構造基本調査(1992年, 1997年, 2002年)」の特別集計

就業構造基本調査は、総務省統計局により5年に1度実施されているものであり、調査の目的、調査事項等については以下のとおりである。

○ 就業構造基本調査

1 調査の目的

我が国の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望などについての基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査周期

5年

3 対象

国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約29,000調査区から約440,000世帯の15歳以上の世帯員を対象に抽出(2002年)

4 調査事項

(15歳以上の者について)

ア ふだんの就業状態に関する総括的な事項

イ 常住地移動及び就業状態の異動に関する事項

ウ 9月末1週間の就業状態に関する事項

(有業者について)

エ 年間就業日数又は週間就業時間に関する事項

オ 産業及び企業の従業者規模に関する事項

カ 職業、従業上の地位及び年間収入に関する事項

キ 転職及び追加就業希望に関する事項

ク 副業の有無及び就業状態に関する事項

ケ 現職の継続期間、1年前の就業・不就業状態及び就業理由に関する事項

コ 前職の産業、職業、継続期間及び離職の時期等に関する事項

(無業者について)

サ 就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類及び希望する仕事の形態に関する事項

シ 求職活動の有無及び就業希望時期等に関する事項

ス 非求職の理由に関する事項

セ 1年前の就業・不就業状態に関する事項

ソ 前職の従業上の地位、企業の従業者規模、産業及び職業に関する事項

タ 前職の継続期間、離職の時期及び離職の理由等に関する事項

(世帯主について)

チ 世帯主の就業・不就業及び世帯員に関する事項

ツ 世帯の種類、家族構成、世帯の収入の種類及び世帯の年間収入に関する事項

(その他)

テ その他就業・不就業の状態及びこれに附帯する事項

(2) 就労に困難を抱えている青少年とその親に対する意識調査

「青少年の社会的自立に関する意識調査」を特別集計。「青少年の社会的自立に関する意識調査」は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）により平成16年度実施されたものであり、調査対象、調査方法等については以下のとおりである。

○ 青少年の社会的自立に関する意識調査

1 調査対象

青少年調査：平成16年4月1日現在で、満15歳から29歳までの男女 7,500人

保護者調査：青少年の父親若しくは母親 7,500人

2 調査期間：平成17年1月13日～2月13日

3 有効回収数（率）

青少年調査：4,091人（54.5%）

保護者調査：4,078人（54.4%）

同居…3,862人

別居…216人

※青少年と保護者ともに回収できた親子は3,177組（全体の42.4%）

4 調査方法

青少年調査：調査員による個別面接聴取法

保護者調査：同居の場合…調査員による訪問留置回収法

別居の場合…青少年に保護者調査の郵送依頼、保護者から直接郵送で返送

5 抽出方法

層化二段無作為抽出方法

(3) 就労に困難を抱えた青少年に対する就労支援組織への調査

本調査のために新たに実施したものであり、その概要については以下のとおりである。

1 調査対象

就労に困難を抱えた青少年への支援を積極的に行っていると思われる27組織に対し調査票を送付した。23通を回収し、回収率は85.2%であった。

2 調査期間

平成17年3月

3 調査方法

郵送調査

3 企画分析委員

本調査の企画及び分析は、次の企画分析委員が当たった。

委員長 玄 田 有 史 東京大学社会科学研究所助教授

委 員 (五十音順)

太 田 聰 一 名古屋大学大学院経済学研究科教授

津 富 宏 静岡県立大学国際関係学部助教授

堀 田 聰 子 東京大学社会科学研究所助手

本 田 由 紀 東京大学大学院情報学環助教授

4 本報告書を読む際の留意点

- (1) 「第Ⅱ部 「就業構造基本調査」(1992年, 1997年, 2002年)の特別集計」「第Ⅲ部 就労に困難を抱えている青少年とその親に対する意識調査」「第Ⅳ部 就労に困難を抱えた青少年に対する就労支援組織への調査」における分析結果は、学識経験者である企画分析委員が分担し、各種統計手法を用いて考察したものであり、考察や意見は全て執筆者個人に属し、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)の公式見解を示すものではない。
- (2) 「第Ⅱ部 「就業構造基本調査」(1992年, 1997年, 2002年)の特別集計」は巻末の表に基づき、各委員が各種統計手法を用いて考察したものである。
- (3) 百分率として表示している部分は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため、回答率の合計が総計又は小計の数字と一致しない場合があるほか、単数回答の質問では合計が99.9%や100.1%となる場合がある。なお、実数については第Ⅵ部資料編を参照されたい。
- (4) 「就業構造基本調査」の詳細については、「就業構造基本調査報告」(総務省統計局)を参照されたい。また、「青少年の社会的自立に関する意識調査」の詳細については、「青少年の社会的自立に関する意識調査報告書」(内閣府政策統括官(共生社会政策担当))を参照されたい。